

平成 26 年 6 月 1 日

心大血管疾患リハビリテーション料に作業療法士の職名が追記されたことについて
(共同声明)

一般社団法人 日本作業療法士協会 会長 中村 春基
特定非営利活動法人 日本心臓リハビリテーション学会 理事長 伊東 春樹

平成 26 年度の診療報酬改定により、心大血管疾患リハビリテーション料の施設基準へ作業療法士の職名が追記された。平成 18 年度の診療報酬改定による疾患別リハビリテーションが新設されて以来 8 年の時を経て、ようやく実現に至ったものである。

これまでの改定に向けた要望活動では、日本心臓リハビリテーション学会と日本作業療法士協会が協力して取り組んできた。今後も両団体は密な協力体制のもとで、心大血管疾患有する国民への支援を強化していくことが必要である。

心大血管疾患リハビリテーションにおける作業療法士の役割は、通則にもあるように「応用的動作能力、社会的適応能力の回復等を目的とする」ことである。チーム内で各々の領域の技術を提供し、互いに補完し合い、多職種協働していくことにより、患者への利益がもたらされるため、その役割の確立は欠かせないものである。

一方、心大血管疾患に関する作業療法士教育の現状を鑑みると、卒前教育や卒後教育においては、一部不十分な点があることも否定し得ず、現行の診療報酬体系で要求される水準まで教育レベルを引き上げることが必須である。特に、卒前教育は、心疾患の病態や治療、関連する基礎知識の習得の上で、安全に患者の活動の拡大を図るための専門教育を徹底することが喫緊の課題である。また、卒後教育においては、積極的に日本心臓リハビリテーション学会に入会して研鑽を積むとともに、作業療法の研究・報告を行うことで、さらに技術水準を高めていく必要がある。加えて、作業療法士が一定の水準に基づき、安全かつ有効な心臓リハビリテーションを実施していく上で、通達にも記してある「経験のある療法士」の例として挙げられている心臓リハビリテーション学会の認定資格「心臓リハビリテーション指導士」を取得し、チームの中で十分に役割を担っていくことが期待される。

今後の心大血管疾患リハビリテーションの発展のために、日本心臓リハビリテーション学会と日本作業療法士協会は、連携して臨床、教育、研究の充実を図り、心大血管疾患有する国民に対する支援を強化していく。

それらを実現するために、以下のことを実行する。

1. 日本作業療法士協会は、日本心臓リハビリテーション学会の教育研修委員会と協力し、作業療法士養成機関に対して卒前教育で履修すべき心臓リハビリテーションの内容を示し、実施状況を確認することにより教育の充実を図っていく。
2. 日本作業療法士協会は、全国の作業療法士に対して、日本心臓リハビリテーション学会に入会し、「心臓リハビリテーション指導士」の取得を推奨する。その達成状況については、日本心臓リハビリテーション学会と共に定期的に確認しながら更なる啓発を行なう。
3. 心大血管疾患リハビリテーションにおける作業療法は、心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師により、作業療法の適応判断に基づき実施する。
4. 作業療法士の心大血管疾患リハビリテーションのチームにおける役割は、心機能の状態を考慮し、徹底したリスク管理の下で行われる効率的な動作遂行への支援であり、患者のニーズや役割に応じて、日常生活活動指導、環境調整指導を中心に構成されるものである。
5. 作業療法を実施する際には、患者への説明と同意はもちろんのこと、既存の心大血管疾患リハビリテーションのチーム内において、その実施目的や内容について、十分な調整を行う。
6. 作業療法士は、心大血管疾患リハビリテーションの実施の際の必須の項目である、「定期的に担当の多職種が参加するカンファレンス」に参加し、患者の状態や治療方針に応じて、適切に対応していく。また、患者の生活技能の状況に関して報告し、個々の病態に応じた社会保障の活用などの調整を提案する。